



とうほくふるさと情報

H27年9月版②

～東京司法書士会でピックアップした東北関連の情報をお届けします～



どーなってるの？損害賠償！

和解仲介手続きによる和解仲介事例etc.

東京電力に対する直接請求が困難なケースでも、和解仲介手続きにおいて請求が認められるケースもあります。例えば以下のような和解仲介事例が、発表されています。

1. 区域外避難者で生命身体損害等の賠償が認められた和解仲介事例

事例：福島市に居住されていた申立人が、避難直後に持病の統合失調症が再発し入院するに至ったことから、生命身体損害・就労不能損害・精神的損害などの申し立てをした事例。

和解内容：原発事故の影響に一部起因するものと考慮され以下のとおり賠償がなされた。（平成27年3月18日成立事例1058号より）

- (1) 生命身体損害：治療費等・慰謝料を合わせて168万6348円
- (2) 就労不能損害：111万964円
- (3) 精神的損害：4万円

ご参考：本件仲介事例福島市に居住されていた方は、東京電力に対する直接請求では、精神的苦痛・移動費用・生活費増加分等に関して定額賠償が原則であるところ、本事例は特殊事情が考慮され生命身体損害や就労不能の賠償が認められた点に意義があると言えます。

※但し、本件仲介事例が、今後同一又は類似の事案におきまして、必ずしもリーディングケースとなる訳ではございません。この点ご了承下さい。

また、各賠償項目について、東京電力に対する直接請求に合意できないという場合は、上記和解仲介手続きの他、民事訴訟という手段もございます。



宮城

蒲生の復興本格着工安全祈る

仙台市が東日本大震災の津波被害を受けた宮城野区蒲生北部地区で計画する土地区画整理事業が本格着工し、現地では26日、工事の安全祈願祭があった。2022年3月に完工予定。業務系用地として、工場や物流施設などの誘致を目指す。

奥山恵美子市長や地元町内会の代表、施工業者ら約50人が出席、くわ入れなどの神事で工事の無事を願った。(8月27日付河北新報ONLINENEWSより抜粋)



岩手

10月から住宅再建可能に 宮古・田老地区で説明会

宮古市の田老地区復興まちづくり説明会は24日夜、同市田老のグリーンピア三陸みやこで開かれた。防災集団移転促進事業(防集)で造成中の高台移転団地(161区画、約25・6ヘクタール)は、10月1日から住宅の建築工事が可能となり、名称は「三王(さんのう)団地」とすることが報告された。(8月26日付岩手日報WEBNEWSより抜粋)



福島

南相馬など3市町村準備宿泊始まる

東京電力福島第1原発事故で避難指示が出ている福島県南相馬市、川俣町、葛尾村の3市町村で31日、住民の帰還に向けた3カ月間の「宿泊準備」が始まった。内閣府によると、対象は、3段階ある避難指示区域のうち最も放射線量が高い帰還困難区域を除く計4647世帯1万4255人。

しかし、事前に宿泊を届け出たのは約1割の465世帯1265人とどまった。(9月1日付毎日新聞より抜粋)

面談による相談 (予約制)

●東京司法書士会総合相談センター(四谷・金曜 17時~20時)

ご予約電話番号：03-3353-9205

予約受付時間：平日午前9時~12時、午後1時~5時

場所：東京都新宿区本塩町9-3(JR・東京メトロ 四ツ谷駅 徒歩約4分)


●三多摩総合相談センター(立川)

ご予約電話番号：042-548-3933

予約受付時間：平日午前10時~午後4時

場所：東京都立川市曙町2-34-13 オリンピック第3ビル 202-A

(JR 立川駅 北口 徒歩6分、多摩都市モノレール 立川北駅 徒歩5分)



電話による相談

電話番号：03-3353-2700

相談時間：平日 午前10時~午後3時45分 ※通話料はご相談者様の自己負担となります。